

山梨大学教育学部 附属学校園

いじめの防止等のための基本的な方針

令和6年8月

山梨大学教育学部附属学校園いじめ問題対策連絡協議会

第1 基本的な方向性

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立した。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関わる問題である。いじめには、多様な態様があり、大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての幼児児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、行われなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた幼児児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、大学、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、行われなければならない。

3 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

(1) いじめの防止等のための基本的な方針の策定

- ① 山梨大学は、法第12条に基づき、附属学校園におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の根拠となる『山梨大学教育学部附属学校園におけるいじめ防止対策等に関する規則』を定める。
- ② 本基本方針は規則をもとに作成し、その対象とする学校園は、山梨大学教育学部附属学校園とする。

(2) 組織等の設置

- ① 大学は、法第14条第1項に基づき、大学関係者により構成される「山梨大学教育学部附属学校園いじめ問題対策連絡協議会」を置く。この協議会を「山梨大学教育学部附属学校運営協議会」の内部組織として位置付ける。なお、必要に応じて、PTA・児童相談所・地方法務局・警察・その他の関係者に協議会への参加を依頼する。
- ② 大学は、法第14条第3項に基づき、山梨大学教育学部附属学校園いじめ問題対策連絡協議会との連携の下に、附属学校園のいじめ防止基本方針に基づく対策を実効的に行うため、附属機関として「いじめ問題対応委員会」を置く。

- ③ 学校園は、法第 22 条に基づき、当該学校園におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織として「いじめ問題対策委員会（名称は各学校園で決める）」を置くものとする。
- ④ 山梨大学は、法第 28 条第 1 項に基づき、重大事態に対処するために設置されている「いじめ問題対応委員会」において、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための組織を、大学に設ける「いじめ問題調査委員会」もしくは各学校園に設置されている「いじめ問題対策委員会」のいずれかに決定する。決定した調査の主体となる組織においては、速やかに質問票の使用その他の適切な方法により重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため方策を行い、その結果を「いじめ問題対応委員会」に報告する。

※重大事態とは

- ア いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

4 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第 2 条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた幼児児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

例えば、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校園でも起こりうることを踏まえ、全ての幼児児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校園の教育活動全体を通じ、全ての幼児児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すだけでなく、幼児児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にある様々な要因を分析した上で、その改善を図り、適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての幼児児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる居場所づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について関係者の認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

さらに、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、幼児児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げて幼児児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた幼児児童生徒やいじめを知らせてきた幼児児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる幼児児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や山梨大学への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校園における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校園関係者と地域、家庭との連携が必要である。いじめを認知したら、関係の幼児児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや地域の関係機関と協議することも必要である。その場合、解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も含め、慎重に対応することが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校園や山梨大学の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校園や山梨大学と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(6) 保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、幼児児童生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めなければならない。また、保護者は、学校園が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、幼児児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

(7) 発達段階に応じた支援について

幼児や特別な支援を必要とする児童生徒の支援にあたっては、その発達段階や発達特性に十分留意した支援を行うことが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために大学が実施すべき施策

大学と附属学校園は、日常から積極的に連携し、いじめ問題が発生した場合には、一体となって問題の対応にあたる。

(1) 山梨大学教育学部附属学校園いじめ問題対策連絡協議会の設置

大学は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「山梨大学教育学部附属四

校園いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。その構成員は、大学、附属学校園の教職員とする。ただし、実情を踏まえ必要に応じて、PTA・児童相談所・地方法務局・県警察・臨床心理士・弁護士等に参加を依頼することができる。

(2) 山梨大学教育学部附属学校園「いじめ問題対応委員会」の設置

大学は、いじめ防止基本方針に基づく対策を実効的に行うための附属機関として、「いじめ問題対応委員会（以下「対応委員会」という。）」を設置する。

(3) 「いじめ問題調査委員会」の設置

対応委員会は、「いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という）」を設置する。

調査委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。なお、法第28条に規定する重大事態にかかる調査を大学が行う場合、この附属機関を、調査を行う組織とする。

2 いじめの防止等のために学校園が実施すべき施策

学校園は、いじめの防止等のため、学校（園）いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校園長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、大学とも適切に連携の上、学校園の実情に応じた対策を推進する。

(1) いじめ防止基本方針の策定

学校園は、国や本基本方針等を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校園いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め（法第13条）、学校のホームページなどで公開するとともに、幼児児童生徒や保護者に対して、年度当初や入園入学時に必ず説明する。

(2) 学校園におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法第22条）

組織の名称は学校の判断による。

いじめに対しては、学校園が組織的に対応する。

【役割】

- 組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、学校園の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や幼児児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催する等、いじめの情報の迅速な共有、関係のある幼児児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

- いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。
- 当該組織は、複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の児童生徒ごとなどに記録し、情報の集約と共有化を図る。
- 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

【構成員等】

- 構成員は、管理職及び生徒指導部、関係職員、養護教諭、スクールカウンセラー等を基本とするが、個々の場面に応じ、学校医、大学の発達臨床心理の専門家、教職員経験者などを追加するなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

(3) 学校園におけるいじめの防止等に関する措置

学校基本方針には、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を主な項目として、「学校がいじめ問題にどのように取り組むか」、そのために「教職員は何をするのか」「保護者や地域はどう協力するのか」等を具体的に示す。

① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての幼児児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、幼児児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

学校園は幼児児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、幼児児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

さらに、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、甚大な災害や事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から幼児児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、幼児児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校園は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、幼児児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ いじめに対する措置

いじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校園のいじめ対策組織に報告し、組織的な対応を行い、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害幼児児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害幼児児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害幼児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害幼児児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害幼児児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校園は、いじめが解消に至っていない段階では、被害幼児児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害幼児児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校園の教職員は、当該いじめの被害幼児児童生徒及び加害幼児児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者(大学法人)又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

- いじめにより当該学校園に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校園に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、幼児児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も大学又は学校園の判断で重大事態と捉える。
- 幼児児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき
 - ・ 幼児児童生徒や保護者からの申立ては、学校園が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものとして調査にあたる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学部長は学長を通して、文部科学省に報告を行う。

ウ 調査の主体

大学は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。1号(※1)は大学、2号(※2)は学校園が調査主体になることを原則とする。(※1… P2 重大事態ア ※2… P2 重大事態イ)

大学が調査の主体となるのは、学校園主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと大学が判断する場合や、学校園の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合である。

学校園が調査主体となる場合は、大学は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

エ 調査を行う組織

学校園におけるいじめの防止等の対策のための組織「いじめ問題対策委員会（名称は各学校園で決める）」又は大学が設置した附属機関「いじめ問題調査委員会」において調査を行う。

ただし、組織の構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や幼児児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。

また、大学又は学校が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。大学又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

○ いじめられた幼児児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた幼児児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍幼児児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、当該幼児児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた幼児児童生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- ・ いじめられた幼児児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該幼児児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校園での生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、大学がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

○ いじめられた幼児児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（当該幼児児童生徒が入院や死亡の場合）

- ・ 当該幼児児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法は、原則として、在籍幼児児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

○ いじめられた幼児児童生徒が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった幼児児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ・ 遺族が、当該幼児児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的かつ、総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者として大学は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

カ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、学校の設置者である大学の積極的な支援が必要となる。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。大学及び学校は、児童生徒、保護者及び教職員への心のケアと落ち着いた

学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果を適切に提供する責任

大学又は学校園は、いじめを受けた幼児児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、当該幼児児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、大学又は学校は、他の幼児児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果は文部科学大臣に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた幼児児童生徒又はその保護者が希望する場合には、当該幼児児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて文部科学大臣に送付する。